

森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するため未活用の町有地を町が宅地造成し貸し出します。

■募集する住宅用地

周防大島町大字森地区（旧東和庁舎跡地）5区画のうち2区画

- ・区画①（314・97㎡）
- ・区画⑤（213・33㎡）

※区画②、③、④については成約済みです。

■貸付期間

10年（10年後は無償譲渡いたします）

■貸付料

- ・区画① 月額8200円
- ・区画⑤ 月額5500円

■応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、概ね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

■募集期間

3月16日～4月30日(木)まで

※募集期間内に応募のない用地については、随時申し込みの受付を行います。

■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定いたします。

■応募方法

次の書類を政策企画課に提出してください。

- ・若者定住促進住宅用地貸付申請書
- ・確約書（用地借受後、1年以内に住宅建築の着手を確約する旨の書類）
- ・同居誓約書（住宅完成後1年以内に同居予定者と同居することを誓約できる単身者に限る）
- ・所得を証明する書類（同居しようとする者を含む）
- ・住民票（同居しようとする者を含む）
- ・直近の納税証明書・滞納のない証明（同居しようとする者を含む）

※応募書類は政策企画課、各総合支所にてお渡しいたします。また、町ホームページからも印刷できます。

※提出書類は郵送または直接お届けください。返却は致しません。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町大字小松126-2

周防大島町政策企画課

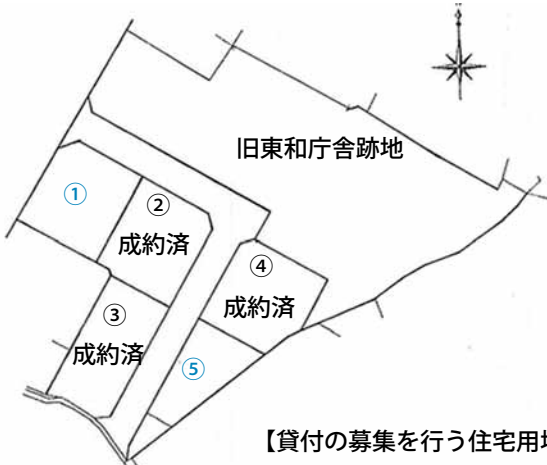
定住対策班

☎0820(74)1007

FAX0820(74)1015

メールアドレス

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp



【貸付の募集を行う住宅用地】

タケノコを出荷してみませんか！

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか？発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきます。その駆除に苦勞されている方も多いと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の一挙両得です！

タケノコの掘り取りには唐鍬（きんぐわ）を使います。タケノコの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷をつけると、タケノコの商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘りつつたタケノコは、日光に当たらないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は、4月に入ってから週3回程度、JA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前に登録が必要となりますが、最寄りのJA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗に行けば、どなたでも登録して出荷できます。

なお、タケノコの出荷規格等についてはお問い合わせください。

■問い合わせ

JA山口県周防大島統括本部販売指導課

☎0820(72)0970

☎0827(29)1565